

4 放送受信契約の性質及び本件訴訟の経過にかんがみ、付言する。

(1) 放送受信契約は、2で検討したとおり、放送法の規定、放送法施行規則の規定、規約の規定からすれば、受信設備（テレビ）を設置した日に成立するとともに、世帯ごとに行うものである。そして、原告も契約取次者に対するマニュアルにも世帯主でも配偶者でも署名押印をもらえば足りるとしているし、本件でも、原告の契約取次者である〇〇が、マニュアルに従い、世帯主でも配偶者でもかまわないから署名押印してもらおうと証言しておりである。したがって、被告の妻が自らの名において署名押印すれば被告の世帯として放送受信契約を締結したことになると解される、また、被告の妻が被告の名で署名押印しても、放送受信契約の主体が個人ではなく世帯という団体とされている以上、放送受信契約を締結したことになると解される。原告も、前認定のおおりに、弁論再開の申立書には、再開理由として、被告に対する本件請求のほか、被告の妻に対する請求を追加することを挙げているのは、この趣旨に沿うものといえる。

(2) しかしながら、放送法は、2で検討したとおり、原告に受信料という特殊な負担金の徴収手段として、租税と同様の取扱いとしたり、電気料金に上乘せしたりする特別な徴収方法を認めず、一般債権と同様の民事訴訟法によるべきこととした。その結果、原告が本件訴訟において主張する放送受信契約は、個人主義を基調とする民法その他の私法によって修正されることになり、放送受信契約の成立は、受信設備（テレビ）を設置した日ではなく、放送受信契約を締結した日からであること、契約主体も世帯ではなく、受信設備（テレビ）設置者に限定されることになったものと考えられる。そして、受信料という特殊な負担金を国民から徴収するという放送受信契約は、国民の側からみれば、受信設備（テレビ）を設置した場合に受信料という特殊な負担金を原告に納付するという、民法上の贈与契約に準ずる契約と解することができる。

そこで、原告と被告との間に本件契約が成立したというためには、被告が妻に代理権を授与しているか、妻の行為を追認するか、取引の第三者を保護する民法上の規定（民法761条の日常家事債務の連帯責任、民法110条の表見代理）がなければならぬ。本件に提出された証拠によれば、これらを認めるに足りる事実を認定できない。

(3) ところで、当裁判所は、原告が「あまねく全国に豊かであった長い放送番組を提供するために設立された公共的機関であり」「言論報道機関である」のに、全国的には70%の世帯しか原告と放送受信契約を締結していない事情にかんがみ、できるだけ多数の国民が原告と放送受信契約を締結することが望ましいことから、原告と被告の双方に対し、被告が原告との間で新たに放送受信（衛星）契約を締結するという和解勧告をした。しかし、合意には至らなかった。原告の設立目的に照らしてテレビを購入した国民の大多数が原告との間で放送受信契約を締結することが望まれる。

5 よって、本件請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第2部